

京都市訓令甲第 4 号  
庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成29年5月2日

京都市長 門 川 大 作

第3条第4項第5号中「置かれている」の右に「室及び」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)